



文書分類記号	H1216
--------	-------

保存年限

平成 2 1 年 2 月 9 日

教育センター 所長様

指 導 第 三 課 長

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

学校における携帯電話の取扱いについては、これまでも「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組みの徹底について（通知）」（平成 20 年 8 月 1 8 日付）により、各学校において指導方針を明確化し、教職員及び保護者間で共通理解を図るなど、指導の一層の充実をお願いしてきたところです。

続いてこのたび、文部科学省から、平成 2 1 年 1 月 3 0 日付けで、別紙（写）のとおり、学校の取組みの基本とすべき事項について通知がありました。

については、各学校における携帯電話の取扱いに係る指導方針の検証・見直しや、情報モラル教育の充実について協力ください。

なお、本県では、市町教育長会代表、小中高等学校 P T A 団体及び校長会代表で構成する「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、携帯電話の取扱いに関する具体的な取組みや啓発の在り方について協議を進めているところです。この会議の協議内容については、別途お知らせしますので参考にしてください。

担当 生徒指導係
電話 082-513-5043
（担当者 西永）